

院内感染対策に関する取り組み事項

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。

当院は、感染防止対策を病院全体として取り組み、病院に関わる全ての人を守るために標準予防策を基本とした感染対策を実施しています。院内外感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2. 院内感染対策のための委員会その他の当該病院等の組織に関する基本事項

当院における感染防止対策に関する意思決定機関として、院内感染防止対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い感染防止対策に関する事項を検討します。また、感染防止対策チーム（ICT）を委員会内に設置しラウンドを行い、抗菌薬の適正使用の指導や感染問題に迅速に対応しています。

3. 院内感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員を対象とした研修会・講習会を年2回以上行っています。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本事項

法令に定められた感染症届出のほか、院内における耐性菌等に関する感染情報レポートを作成し、感染防止対策チームでの検討及び現場へのフィードバックを実施し、必要に応じ感染対策の周知や指導を行います。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本事項

感染症患者が発生または疑われる場合は、感染防止対策チーム（ICT）が速やかに現状の確認および感染対策の徹底を行い、感染拡大を防止します。必要に応じて地域の医療機関や保健所と連携し、速やかに対応します。

6. 患者等に対する情報提供に関する基本方針

感染症の流行が見られる場合には、ポスター等の掲示物で広く院内に情報提供を行います。合わせて感染防止の意義及び手洗い・マスクの着用などについて、理解と協力をお願いします。

7. 抗菌薬適正使用に関する基本方針

耐性菌の出現予防のため広域抗菌薬等を指定抗菌薬に定め、抗菌薬使用患者は使用量・効果など適切な抗菌薬使用となるよう抗菌薬適正使用支援チームが介入を行います。

8. その他の当院における院内感染対策の推進のために必要な基本事項

- 1) 院内感染防止対策のため、病院職員は各職場共通の「院内感染防止マニュアル」を遵守します。
マニュアルはガイドラインを参考に、改訂結果は病院職員に周知徹底します。
- 2) 病院職員は、自ら院内感染源とならないため、定期健康診断を年1回以上受診し、B型肝炎インフルエンザ、新型コロナウイルス等の予防接種に努め健康管理に留意します。